

札幌市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年条例第68号）新旧対照表（第8条関係）

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）（令和3年4月1日時点）	現 行	改 正 後	備 考
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p><u>第六章 雑則（第五十一条）</u></p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 <u>介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第6章 雑則（第54条）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章（現行のとおり）</p> <p>第6章 雑則（第54条・<u>第55条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第2条（現行のとおり）</p> <p>2及び3（現行のとおり）</p> <p>4 <u>介護老人保健施設の設置者は、入所者の人権の擁護、</u></p>	<p>参酌（基準省令第1</p>
<p><u>止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供す</u></p>	<p>（新設）</p>	<p><u>虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>介護老人保健施設の設置者等は、介護保健施設サー</u></p>	<p>条第2項第3号)</p>
<p><u>るに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>	<p>（新設）</p>	<p><u>ビスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>	
<p>（従業者の員数）</p>	<p>4（略）</p>	<p>6（現行のとおり）</p>	
<p>第二条 法第九十七条第二項の規定による介護老人保健施設に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 <u>栄養士又は管理栄養士</u> 入所定員百以上の介護老人</p>	<p>第3条 法第97条第2項の規定による介護老人保健施設に置くべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで（略）</p> <p>(4) <u>栄養士</u> 入所定員100以上の介護老人保健施設に</p>	<p>第3条 法第97条第2項の規定による介護老人保健施設に置くべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3)まで（現行のとおり）</p> <p>(4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 入所定員100以上の介護</p>	<p>従う（基準省令第1</p>

<p>保健施設にあっては、一以上 七・八 (略) 2・3 (略)</p>	<p>あっては、1以上 (5)及び(6) (略) 2及び3 (略)</p>	<p>老人保健施設にあっては、1以上 (5)及び(6) (略) 2及び3 (現行のとおり)</p>	<p>条第2項第1号)</p>
<p>4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p>	<p>4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（第42条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</u></p>	<p>4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p>	<p>同上</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>	<p>5 (現行のとおり)</p>	<p></p>
<p>6 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、<u>栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員</u>については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>6 第1項第2号から第5号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置者が設置する他の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の本体施設が次に掲げる施設であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該サテライト型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、<u>栄養士又は介護支援専門員のうち当該本体施設</u></p>	<p>6 第1項第2号から第5号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置者が設置する他の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の本体施設が次に掲げる施設であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該サテライト型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、<u>栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員</u></p>	<p>同上</p>

<p>一 介護老人保健施設 医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員</p> <p>二 介護医療院 医師、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員</p> <p>三 病院 医師、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>（病床数百以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p> <p>四 （略）</p>	<p>の職員に相当する職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、<u>栄養士</u>又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護医療院 <u>栄養士</u>又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 <u>栄養士</u>（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p>	<p>のうち当該本体施設の職員に相当する職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護医療院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p>
<p>7 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は<u>栄養士若しくは管理栄養士</u> 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の医師、理学療法士、作業</p>	<p>7 第1項第2号から第5号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、<u>栄養士</u>又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は<u>栄養士</u> 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士</p>	<p>7 第1項第2号から第5号までの規定にかかわらず、<u>同上</u>医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は<u>栄養士若しくは管理栄養士</u> 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士</p>

<p>療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</p> <p>二 (略)</p> <p>(構造設備の基準)</p>	<p>又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(構造設備の基準)</p>	<p>若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(構造設備の基準)</p>
<p>第四条 介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、<u>第二十八条第一項</u>に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>(2) <u>第二十八条第一項</u>に規定する訓練については、<u>同項</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>二～七 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第五条 介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 療養室等を2階又は地階に設ける場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(イ) 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防署長と相談の上、<u>第31条</u>に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>(イ) <u>第31条</u>に規定する訓練については、<u>同条</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 火災、震災、水害その他の非常災害(<u>第31条</u>及び<u>第44条</u>第4項第7号において単に「非常災害」という。)に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第五条 介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>ア (現行のとおり)</p> <p>イ 療養室等を2階又は地階に設ける場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(イ) 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防署長と相談の上、<u>第31条第1項</u>に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>(イ) <u>第31条第1項</u>に規定する訓練については、<u>同項</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>(2)～(6) (現行のとおり)</p> <p>(7) 火災、震災、水害その他の非常災害(<u>第31条</u>第1項及び<u>第44条</u>第4項第7号において単に「非常災害」という。)に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p> <p>2 (現行のとおり)</p>

規定整備

<p>(介護保健施設サービスの取扱方針)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p>	<p>(介護保健施設サービスの取扱方針)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 介護老人保健施設の設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p>	<p>(介護保健施設サービスの取扱方針)</p> <p>第15条 (現行のとおり)</p> <p>2から5まで (現行のとおり)</p> <p>6 介護老人保健施設の設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) (現行のとおり)</p> <p>7 (現行のとおり)</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p>	<p>従う(基準省令第1条第2項第2号)</p>
<p>第十四条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見</p>	<p>第16条 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>	<p>第16条 (現行のとおり)</p> <p>2から5まで (現行のとおり)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者か</p>	<p>参酌(基準省令第1条第2項第3号)</p>

<p>地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～12 (略)</p> <p>(<u>栄養管理</u>)</p>	<p>7から12まで (略)</p> <p>(<u>新設</u>)</p>	<p>ら、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7から12まで (現行のとおり)</p> <p>(<u>栄養管理</u>)</p>	<p>同上</p>
<p><u>第十七条の二 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>(<u>口腔衛生の管理</u>)</p>	<p>(<u>新設</u>)</p>	<p><u>第19条の2 介護老人保健施設の設置者等は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>(<u>口腔衛生の管理</u>)</p>	<p>同上</p>
<p><u>第十七条の三 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>(<u>運営規程</u>)</p>	<p>(<u>運営規程</u>)</p>	<p><u>第19条の3 介護老人保健施設の設置者等は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>(<u>運営規程</u>)</p>	<p>同上</p>
<p><u>第二十五条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</u></p> <p>一～六 (略)</p> <p><u>七 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>八 (略)</u></p> <p>(<u>勤務体制の確保等</u>)</p>	<p><u>第28条 介護老人保健施設の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</u></p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>(<u>勤務体制の確保等</u>)</p>	<p><u>第28条 介護老人保健施設の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</u></p> <p>(1)から(6)まで (現行のとおり)</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置</u></p> <p><u>(8) (現行のとおり)</u></p> <p>(<u>勤務体制の確保等</u>)</p>	<p>同上</p>
<p><u>第二十六条 (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護老人保健施設は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規</u></p>	<p><u>第29条 (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護老人保健施設の設置者は、従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p><u>第29条 (現行のとおり)</u></p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 介護老人保健施設の設置者は、従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該設置者は、全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項</u></p>	<p>同上</p>

<p>定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p>	(新設)
<p>第二十六条の二 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</p>	
<p>3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>(非常災害対策)</p>	
<p>第二十八条 (略)</p>	
	<p>(非常災害対策)</p> <p>第31条 (略)</p>

<p>に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>4 介護老人保健施設の設置者は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p>	
<p>第29条の2 介護老人保健施設の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	従う（基準省令第1条第2項第2号）
<p>2 介護老人保健施設の設置者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</p>	
<p>3 介護老人保健施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>(非常災害対策)</p>	
<p>第31条 (現行のとおり)</p>	

<p>2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第二十九条 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>2 介護老人保健施設の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第32条 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>参酌 (基準省令第1条第2項第3号)</p>
<p>2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第三十一条 (略)</p>	<p>3 介護老人保健施設の設置者等は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該介護老人保健施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第34条 (略)</p>	<p>3 介護老人保健施設の設置者等は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 当該介護老人保健施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>(掲示)</p> <p>第34条 (現行のとおり)</p>	<p>従う (基準省令第1条第2項第2号)</p>
<p>2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の</p>	<p>(新設)</p>	<p>2 介護老人保健施設の設置者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるこ</p>	<p>参酌 (基準省令第1条第2項第3号)</p>

<p><u>規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第三十六条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p><u>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者</u>を置くこと。</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p>	<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第39条 介護老人保健施設の設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(新設)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>とにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第39条 介護老人保健施設の設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者</u>を置くこと。</p> <p>2から4まで (現行のとおり)</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p>	<p>従う(基準省令第1条第2項第2号)</p> <p>従う(基準省令第1条第2項第2号)</p>
<p><u>第三十六条の二 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>一 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>(略)</p>	<p><u>第39条の2 介護老人保健施設の設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>従う(基準省令第1条第2項第2号)</p>

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(記録の整備)

第41条 (略)

2 介護老人保健施設の設置者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) (略)

(3) 第12条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第15条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5)から(7)まで (略)

(8) 従業員の勤務の体制及び実績に関する記録

3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。

(1) 前項第1号、第3号及び第4号に掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付(法第40条の介護給付をいう。第3号において同じ。)があった日から5年を経過した日のいずれか遅い日

(2) (略)

(3) 前項第8号に掲げる記録 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日

(基本方針)

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(記録の整備)

第41条 (現行のとおり)

2 介護老人保健施設の設置者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) (現行のとおり)

(3) 第12条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第15条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5)から(7)まで (現行のとおり)

(8) 従業員の勤務の体制及び実績に関する記録

3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。

(1) 前項第1号、第3号、第4号及び第8号に掲げる記録 当該記録に係る介護給付(法第40条の介護給付をいう。)があった日から5年を経過した日

(2) (現行のとおり)

(削る。)

(基本方針)

参酌(基準省令第1

条第2項第3号)

※市独自基準

記録の保存期間に係る改正

<p>第四十条 (略)</p>	<p>第43条 (略)</p>	<p>第43条 (現行のとおり)</p>	
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	<p>2 (現行のとおり)</p>	
<p>3 <u>ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>3 <u>ユニット型介護老人保健施設の設置者は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p>	<p>従う (基準省令第1条第2項第2号)</p>
<p>4 <u>ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>4 <u>ユニット型介護老人保健施設の設置者等は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>	
<p>第四十一条 (略)</p>	<p>3 (略)</p>	<p>5 (現行のとおり)</p>	
<p>2・3 (略)</p>	<p>第44条 (略)</p>	<p>第44条 (現行のとおり)</p>	
<p>4 前三項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次に定めるところによる。</p>	<p>2及び3 (略)</p>	<p>2及び3 (現行のとおり)</p>	
<p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>4 前三項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p>	<p>4 前三項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>ア (現行のとおり)</p>	
<p>ロ 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p>	<p>イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p>	<p>イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p>	
<p>(1) 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第五十条において準用する<u>第二十八条第一項</u>に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p>	<p>(ア) 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第53条において準用する<u>第31条</u>に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p>	<p>(ア) 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第53条において準用する<u>第31条第1項</u>に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p>	<p>規定整備</p>
<p>(2) 第五十条において準用する<u>第二十八条第一項</u>に</p>	<p>(イ) 第53条において準用する<u>第31条</u>に規定する訓</p>	<p>(イ) 第53条において準用する<u>第31条第1項</u>に規定</p>	

<p>規定する訓練については、<u>同項</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p>	<p>練については、<u>同条</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p>	<p>する訓練については、<u>同項</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p>	
<p>(3) (略)</p>	<p>(ウ) (略)</p>	<p>(ウ) (現行のとおり)</p>	
<p>二～七 (略)</p>	<p>(2)から(7)まで (略)</p>	<p>(2)から(7)まで (現行のとおり)</p>	
<p>5 (略) (介護保健施設サービスの取扱方針)</p>	<p>5 (略) (介護保健施設サービスの取扱方針)</p>	<p>5 (現行のとおり) (介護保健施設サービスの取扱方針)</p>	
<p>第四十三条 (略)</p>	<p>第46条 (略)</p>	<p>第46条 (現行のとおり)</p>	
<p>2～7 (略)</p>	<p>2から7まで (略)</p>	<p>2から7まで (現行のとおり)</p>	
<p>8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>8 ユニット型介護老人保健施設の設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>8 ユニット型介護老人保健施設の設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>従う (基準省令第1条第2項第2号)</p>
<p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	
<p>二・三 (略)</p>	<p>(2)及び(3) (略)</p>	<p>(2)及び(3) (現行のとおり)</p>	
<p>9 (略) (運営規程)</p>	<p>9 (略) (運営規程)</p>	<p>9 (現行のとおり) (運営規程)</p>	
<p>第四十七条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p>	<p>第50条 ユニット型介護老人保健施設の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p>	<p>第50条 ユニット型介護老人保健施設の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p>	<p>参酌 (基準省令第1条第2項第3号)</p>
<p>一～七 (略)</p>	<p>(1)から(7)まで (略)</p>	<p>(1)から(7)まで (現行のとおり)</p>	
<p>八 <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(8) 虐待の防止のための措置</u></p>	
<p>九 (略)</p>	<p><u>(8)</u> (略)</p>	<p><u>(9)</u> (現行のとおり)</p>	
<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>	
<p>第四十八条 (略)</p>	<p>第51条 (略)</p>	<p>第51条 (現行のとおり)</p>	

<p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u>に対し、<u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>2及び3 (略)</p> <p>4 ユニット型介護老人保健施設の設置者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>2及び3 (現行のとおり)</p> <p>4 ユニット型介護老人保健施設の設置者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該設置者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u>に対し、<u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>同上</p>
<p>5 ユニット型介護老人保健施設は、<u>適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p>	<p>(新設)</p> <p>(準用)</p>	<p>5 ユニット型介護老人保健施設の設置者は、<u>適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p>	
<p>第五十条 第五条から第九条まで、第十二条、第十四条から第十七条の三まで、第二十条、第二十二條から第二十四条の二まで、<u>第二十六条の二及び第二十八条から第三十八条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。</u>この場合において、第五条第一項中「第二十五条に規定する運営規程」とあるのは「第四十七条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十四条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第三十八条第二項第二号中「第八条第四項」とあるのは「第五十条において準用する第八条第四項」と、第三十八条第二</p>	<p>第五十三条 第六條から第十二條まで、第十四條、第十六條から第十九條まで、第二十二條、第二十四條から第二十七條まで及び第三十一條から第四十一條までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第六條第一項中「第28條に規定する運営規程」とあるのは「第五十条に規定する重要事項に関する規程」と、第26條第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第27條中「第16條」とあるのは「第53條において準用する第16條」と、同條第4号及び第41條第2項第6号中「第37條第2項」とあるのは「第53條において準用する第37條第2項」と</p>	<p>第五十三条 第六條から第十二條まで、第十四條、第十六條から第十九條の三まで、第二十二條、第二十四條から第二十七條まで、<u>第二十九條の2及び第三十一條から第四十一條までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。</u>この場合において、第六條第一項中「第28條に規定する運営規程」とあるのは「第五十条に規定する重要事項に関する規程」と、第26條第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第27條中「第16條」とあるのは「第53條において準用する第16條」と、同條第4号及び第41條第2項第6号中「第37條第2項」とあるのは「第53條において準用する</p>	<p>規定整備</p>

項第三号中「第九条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第九条第二項」と、第二十四条の二中「第十四条」とあるのは「第五十条において準用する第十四条」と、第三十八条第二項第五号中「第二十二條」とあるのは「第五十条において準用する第二十二條」と、第二十四条の二第四号及び第三十八条第二項第六号中「第三十四条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十四条第二項」と、第二十四条の二第五号及び第三十八条第二項第七号中「第三十六條第三項」とあるのは「第五十条において準用する第三十六條第三項」と、第三十八条第二項第四号中「第十三條第五項」とあるのは「第四十三條第七項」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

(電磁的記録等)

第五十一条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第六条第一項（第五十条において準用する場合を含む。）及び第九条第一項（第五十条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供され

と、第27条第5号及び第41条第2項第7号中「第39条第3項」とあるのは「第53条において準用する第39条第3項」と、同項第2号中「第11条第4項」とあるのは「第53条において準用する第11条第4項」と、同項第3号中「第12条第2項」とあるのは「第53条において準用する第12条第2項」と、同項第4号中「第15条第5項」とあるのは「第46条第7項」と、同項第5号中「第24条」とあるのは「第53条において準用する第24条」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

(新設)

第37条第2項」と、第27条第5号及び第41条第2項第7号中「第39条第3項」とあるのは「第53条において準用する第39条第3項」と、同項第2号中「第11条第4項」とあるのは「第53条において準用する第11条第4項」と、同項第3号中「第12条第2項」とあるのは「第53条において準用する第12条第2項」と、同項第4号中「第15条第5項」とあるのは「第46条第7項」と、同項第5号中「第24条」とあるのは「第53条において準用する第24条」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

(電磁的記録等)

第54条 作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うこととされているもの（第9条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第12条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

参酌（基準省令第1条第2項第3号）

<p>るものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</p>	<p>(新設)</p>	<p>2 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面により行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。</p>	
	<p>(委任)</p> <p>第54条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則</p>	<p>(委任)</p> <p>第55条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則</p>	
<p>3 平成36年3月31日までの間に、一般病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第5号の一般病床をいう。以下同じ。)、精神病床(同項第1号の精神病床のうち、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第5項において同じ。)又は療養病床(医療法第7条第2項第4号の療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を転換して介護老人保健施設を開設する場合における当該介護老人保健施設の食堂については、第4条第2項第2号中「2平方メートル」とあるの</p>	<p>3 令和6年3月31日までの間に、一般病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第5号の一般病床をいう。以下同じ。)、精神病床(同項第1号の精神病床のうち、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第5項において同じ。)又は療養病床(医療法第7条第2項第4号の療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を転換して介護老人保健施設を開設する場合における当該介護老人保健施設の食堂については、第4条第2項第2号中「2平方メートル」とあるの</p>	<p>3 令和6年3月31日までの間に、一般病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第5号の一般病床をいう。以下同じ。)、精神病床(同項第1号の精神病床のうち、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第5項において同じ。)又は療養病床(医療法第7条第2項第4号の療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を転換して介護老人保健施設を開設する場合における当該介護老人保健施設の食堂については、第4条第2項第2号中「2平方メートル」とあるの</p>	<p>規定整備(以下同じ。)</p>

は、「1平方メートル」とする。

4 平成36年3月31日までの間に、一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を転換して介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合における当該介護老人保健施設の食堂については、第4条第2項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)及び(2)（略）

（構造設備の基準に係る経過措置）

5 平成36年3月31日までの間に、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を転換して介護老人保健施設を開設する場合（次項及び附則第7項において「病院又は診療所の施設を転換して介護老人保健施設を開設する場合」という。）における当該介護老人保健施設の建物については、第5条第1項第1号の規定は、適用しない。

6 平成36年3月31日までの間に、病院又は診療所の施設を転換して介護老人保健施設を開設する場合における当該介護老人保健施設の屋内の直通階段及びエレベーターについては、第5条第1項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。た

は、「1平方メートル」とする。

4 令和6年3月31日までの間に、一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を転換して介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合における当該介護老人保健施設の食堂については、第4条第2項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)及び(2)（現行のとおり）

（構造設備の基準に係る経過措置）

5 令和6年3月31日までの間に、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を転換して介護老人保健施設を開設する場合（次項及び附則第7項において「病院又は診療所の施設を転換して介護老人保健施設を開設する場合」という。）における当該介護老人保健施設の建物については、第5条第1項第1号の規定は、適用しない。

6 令和6年3月31日までの間に、病院又は診療所の施設を転換して介護老人保健施設を開設する場合における当該介護老人保健施設の屋内の直通階段及びエレベーターについては、第5条第1項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。た

だし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあっては100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

7 平成36年3月31日までの間に、病院又は診療所の施設を転換して介護老人保健施設を開設する場合における当該介護老人保健施設の療養室に隣接する廊下の幅については、第5条第1項第5号ア及び第44条第4項第5号アの規定にかかわらず、1.2メートル以上とする。ただし、第5条第1項第5号ア(ア)の中廊下及び第44条第4項第5号ア(ア)の中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

だし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあっては100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

7 令和6年3月31日までの間に、病院又は診療所の施設を転換して介護老人保健施設を開設する場合における当該介護老人保健施設の療養室に隣接する廊下の幅については、第5条第1項第5号ア及び第44条第4項第5号アの規定にかかわらず、1.2メートル以上とする。ただし、第5条第1項第5号ア(ア)の中廊下及び第44条第4項第5号ア(ア)の中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。